

県北広域振興局長告示第19号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和3年7月30日

県北広域振興局長 高橋 進

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木の育成	
岩手久47	有限会社丸大県北農林 代表取締役 大粒来 仁孝 九戸郡洋野町中野第12地割15番地5			○	○	有限会社丸大県北農林 中野事業所 九戸郡洋野町中野第13地割20番地27